

VI 教員免許

1 教員免許の意義

教員の免許とは、教員となる資格のあることを公証するものである。すなわち、教員として必要な知識及び技能を身に付けていることの証であり、「新規に採用する教員に任命権者が求める資質」と密接に関連するとともに、「みやぎの教員に求められる資質能力」の基盤となるものでもある。

教育職員免許法（以下「免許法」という。）は、教員の資質の保持と向上を図ることを目的としているため、大学の教職課程において、教員となるために必要とされる専門的知識及び技能を着実に身に付ける必要があるとともに、次に述べる教員免許更新制等を活用し、教職経験年数の経過とともに変化する社会情勢や教科等に関する知識及び技能について、常に学び続け、教員免許が保証する質の維持向上に努めなければならない。

また、教員は、全て免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならないとして、相当免許主義が徹底されていることから、例えば、有する学校種その他教科の教員の免許や特別支援学校の教員の免許などキャリアに応じて教員免許を新たに取得することにより、自らの資質能力の幅を広げることも推奨される。

2 教員免許更新制

教員免許更新制は、変化の激しい現代において、教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう必要な刷新を行うため、平成21年度から導入されており、有する免許状の有効期間の満了日等に応じた時期に、有する免許状の種類等に応じた内容の免許状更新講習を受講するなどして教員免許更新の手続きを行わなければならない。

教員免許は個人の資格ではあるが、教員免許制度は教員の資質能力を担保する基本的な制度であり、教員免許更新制導入の趣旨を踏まえながら、この機会を活用して指導力向上に積極的に努力することが期待される。

3 特別支援学校の教員の免許状の取得推進

今後、特別支援教育の充実に向けて教員の専門性の向上がますます重要となるが、免許法の規定により、特別支援学校の教員については、原則として、特別支援学校の教員の免許状に加えて、それぞれの学校の各部に相当する学校の教員の

免許状を有する者でなければならないと規定されているところ、免許法の経過措置により、特別支援学校の教員の免許状を有しない者が現に特別支援学校の教員として勤務している実態がある。また、国においては、この経過措置の廃止も見据え、平成32年度までの間におおむね全ての特別支援学校の教員が相当免許状を所持することを目指すとされていることから、このような状態は早期に解消していかなければならない。さらに、全ての学校で特別支援教育を充実させていく観点から、特別支援学校以外の教員も特別支援学校の教員の免許状取得に努めるなど、専門性の向上を図ることが望ましい。

このための方策のひとつとして、本県では、特別支援学校の教員の免許状取得を目的とした免許法認定講習の開設の充実を図るとともに、他県が開設する免許法認定講習等の情報について周知を図るなど、教員の免許状取得を支援している。

また、本県では、現職教員の免許状取得を促進するだけでなく、新規に採用する教員についても、平成30年度の教員採用選考から新たに「特別支援学校枠」を設けるなど、特別支援教育に関する専門性を有する人材の積極的な確保に力を注いでいくこととしている。